

勤務条件に関する措置の要求に関する規則をここに公布する。

平成26年5月19日

道央廃棄物処理組合公平委員会委員長 川瀬正明

道央廃棄物処理組合公平委員会規則第2号

勤務条件に関する措置の要求に関する規則

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第48条の規定に基づく、職員の勤務条件に関する措置の要求及び審査、判定の手続並びに審査、判定の結果執るべき措置については、勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和30年千歳市公平委員会規則第1号）の規定を準用する。この場合において、同規則の規定中「千歳市公平委員会」とあるのは「道央廃棄物処理組合公平委員会」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。